

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 規則別記様式中「図形 2」の偽造防止対策の内容は、どのようになるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「図形 2」については、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 18004 を用いて格納した図形とすることとしています
2	<ul style="list-style-type: none"> 規則別記様式中「図形 1」の位置により、ICチップのICカードリーダーでの読み取りができなくなり、利用者（住民）の利便に支障が生じるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 図形 1 の位置については、ICチップの位置と重なることのないよう配慮することとしています。
3	<ul style="list-style-type: none"> ICチップに記録する内容が大幅に追加されるので、セキュリティレベルを引き上げる必要があり、多くの地方公共団体で、カードや機器の買い替え等をする必要があると考えるが、地方公共団体に対する財源措置を図られたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の偽変造対策により、新たな住基カードプリンタ等の購入の必要はないと考えています。
4	<ul style="list-style-type: none"> 今回の住基カードの切り替えにより、特別の事情によって、システム改修による費用負担やカードの調達に相当期間を要するとともに、すでに納品したカードの在庫処理に苦慮している。特に、券面アプリの登載を行う場合の準備期間、市町村への周知方法等について、十分考慮した対応をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別の事情がある市町村については、円滑な事務の執行が行われるよう、個別に対応しているところです。
5	<ul style="list-style-type: none"> 住基カードの券面事項の確認ができる専用ソフトウェアについて、パソコン上に写し出される情報が、印刷（ハードコピー）、ファイル保存できないことを具体的に示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 専用ソフトウェアの仕様については、印刷、ファイル保存の機能は、現在のところ実装しておりません。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行前に、金融機関等窓口での処理内容を確認するために、事前に専用ソフトを市町村へ提供していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用ソフトウェアの配付は、住基カードにより本人確認を行うことを希望する金融機関、携帯電話会社等を予定しています。ご意見に書かれた目的のために提供することは、予定していません。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正施行規則及び改正技術的基準の附則にあるとおり、施行日前に交付された住民基本台帳カードに対する券面確認情報の券面確認利用領域への記録等、改正による新たな規定の適用については、見合されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日前に発行・交付された住基カードについては、改正後の規定は適用されず、従来どおりの取扱いとします。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正施行規則の付則第3項に規定される、従前の住民基本台帳カードを交付する期間については、各市区町村長の判断とされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正規則附則第3項の運用については、運用開始日までに市区町村に納品されている住基カードの在庫状況等を勘案して、各市区町村長が、その期間を判断することとなります。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳カードの在庫の有効活用及び事務処理の負担を軽減するため、改正後の施行規則及び技術的基準の施行日以前に発行（作成）した住民基本台帳カードを、施行日以降も交付できることとされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ セキュリティ上の観点から全国一律の運用開始としており、運用開始日前に発行された住基カードは、運用開始日前に交付する必要があり、運用開始日以降に交付処理を行うことはできないと考えています。